

パスポート（旅券）関係

▶ パスポートの発給（新規発給）

初めてパスポートの発給を受けようとするとき、または現在お持ちのパスポートの有効期間が切れたときは、新規発給となります。

（注：手数料は2014年4月現在の金額です）

（必要な書類）

- 一般旅券発給申請書 1通（大使館に用意してあります）
- 戸籍謄（抄）本 1通（提出日前6か月以内に作成されたもの。申請者が持参してください。戸籍謄本の入手は、本邦にいる親族に「委任状」により依頼して入手してもらうか、申請者から直接本籍地役場に郵送で請求することができます。詳細は本籍地役場にお問い合わせください。）
- 写真 1葉（縦4.5cm×横3.5cm） 詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- 手数料 ※手数料は、パスポートを交付する際に、徴収します。

10年有効旅券：3,360レンピア

5年有効旅券：2,310レンピア

5年有効旅券（12歳未満）：1,260レンピア

〔留意事項〕

- 20歳未満の方には、5年有効旅券のみ発給します。
- 20歳未満の方の申請の際には、申請書に保護者（親権者）の署名が必要です。
- 郵送による申請・交付は、旅券法により認められておりません。
- 旅券の申請から交付までには、土曜日・日曜日及び休館日を除いた1週間程度の作業日を必要とします。

▶ パスポートの発給（切替発給）

現在お持ちのパスポートの残存有効期間が1年未満になったとき、またはパスポートを損傷したときは、切替発給を行うことができます。

（必要な書類）

- 現在お持ちの有効なパスポート
- 一般旅券発給申請書 1通（大使館に用意してあります）

- 戸籍謄（抄）本 1通 （提出日前6か月以内に作成されたもの。申請者が持参してください。戸籍謄本の入手は、本邦にいる親族に「委任状」により依頼して入手してもらうか、申請者から直接本籍地役場に郵送で請求することができます。詳細は本籍地役場にお問い合わせください。）※既に当館に在留届を提出されている方で、在留届記載事項に変更がない場合には、提出を省略することができます。
- 写真 1葉（縦4.5cm×横3.5cm） 詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- 手数料 ※手数料は、旅券を交付する際に、徴収します

10年有効旅券： 3, 360レンピラ

5年有効旅券： 2, 310レンピラ

5年有効旅券（12歳未満）： 1, 260レンピラ

〔留意事項〕

- 20歳未満の方には、5年有効旅券のみ発給します。
- 20歳未満の方の申請の際には、申請書に保護者（親権者）の署名が必要です。
- 郵送による申請・交付は、旅券法により認められておりません。
- 旅券の申請から交付までには、土曜日・日曜日及び休館日を除いた**1週間程度**の作業日を必要とします。
切替申請の場合、現在お持ちのパスポートは、新旅券が交付されるまでお持ちいただけます。

▶ **パスポートを紛失・焼失した場合、盗難被害に遭われた場合**

パスポートを紛失した場合は、在住地域の国家警察、犯罪捜査局（DNIC）等に届け出て、**被害証明書**を入手してください。

緊急に日本に帰国される場合には、**帰国のための渡航書の発給**を申請してください。

航空券も一緒に紛失、盗難被害の場合は、まず航空会社に相談してください。帰国のための渡航書の発給には、航空券、または予約確認書が必要です。その旨を航空会社に伝えてください。

紛失一般旅券等届出書を提出後に、紛失、盗難被害の旅券が発見された場合、発見された旅券は既に失効しているため、使用することはできません。

<**新規**に旅券の発給を申請する場合>

（必要な書類）

- 警察等の発行した紛失、盗難等を証明する書類 1通
- 紛失一般旅券等届出書 1通（大使館に用意してあります）
- 一般旅券発給申請書 1通（大使館に用意してあります）
- 写真 2葉（縦4.5cm×横3.5cm） 詳細は[こちら](#)をご覧ください。

- 戸籍謄（抄）本 1通、または日本国籍を有することを証明する文書（日本の運転免許証等）
- 手数料 ※手数料は、旅券を交付する際に、徴収します。
 10年有効旅券：3,360レンピラ
 5年有効旅券：2,310レンピラ
 5年有効旅券（12歳未満）：1,260レンピラ

＜帰国のための渡航書の発給を申請する場合＞ （必要な書類）

- 警察等の発行した紛失、盗難等を証明する書類 1通
- 紛失一般旅券等届出書 1通（大使館に用意してあります）
- 渡航書発給申請書 1通（大使館に用意してあります）
- 写真 2葉（縦4.5cm×横3.5cm） 詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- 戸籍謄（抄）本 1通、または日本国籍を有することを証明する文書（日本の運転免許証等）
- 航空券、予約確認書、旅行日程表等
- 手数料 530レンピラ

▶ **氏名または本籍を変更された場合（記載事項の変更）**

婚姻等により、氏名または本籍地を変更された場合は、平成26年3月20日から「記載事項変更旅券」という新たな方式のパスポートの発給が開始されました。

（必要な書類）

- 現在お持ちの有効なパスポート
- 戸籍謄（抄）本 1通（提出日前6か月以内に作成されたもの。申請者が持参してください。戸籍謄本の入手は、本邦にいる親族に「委任状」により依頼して入手してもらうか、申請者から直接本籍地役場に郵送で請求することができます。詳細は本籍地役場にお問い合わせください。）
- 出生証明書、婚姻証明書等 1通（国際結婚等により、非ヘボン式表記及び別名併記を希望されるとき）
- 一般旅券発給申請書（記載事項変更用） 1通（大使館に用意してあります。）
- 手数料 1,260レンピラ

▶ **査証欄の増補をする場合**

査証欄の余白がなくなった場合には、査証欄増補申請により、査証欄を増補します。

（必要な書類）

- 現在お持ちの有効なパスポート
 - 一般旅券査証欄増補申請書 1通（大使館に用意してあります）
 - 手数料 530レンピラ
-

在ホンジュラス日本国大使館, Col. San Carlos, Calzada Rep. Paraguay, Tegucigalpa, M.D.C., Honduras,
C.A. (Apartado Postal 3232)
TEL : (504) 2236-5511 FAX : (504) 2236-6100